

連載 「にいがた2km」内のまちづくりやイベント情報などを発信

市報でニギロ5ニュース

新潟市職員「ニイガタニキロー」が紹介します

都市政策部(☎025-226-2711)

稼げる事業を創出 オープンイノベーション進行中

国内外から稼げる事業を新たに創出するプロジェクト「にいがたニギロ・8区連携オープンイノベーション推進事業『HEAT』」が始まりました。同プロジェクトでは8区の魅力や地域課題をもとに、事業者・研究機関・各種団体が「にいがた2km」や8区と連携し、各区の魅力が詰まった新しい商品やサービス・売り方などを創っていきます。

基調講演とマッチングセミナーを開催

6月19日に開催された同イベントでは、食や観光などをテーマに、新潟市の各部署の職員が同プロジェクトでの連携に興味がある事業者へ、地域の魅力をアピールしました。

発表後はテーマごとに分かれ、市職員と事業者で活発な意見交換が行われました。

今後の動きに注目

同プロジェクトの最新情報について、詳しくは新潟市ホームページ=右=に掲載しています。

新潟市公式ニュースサイト「ニイガタニキロー」内の「おでかけ2km」コーナーで、イベント情報を紹介しています。毎週更新しているので、ぜひチェックしてください。



連載 **おでかけ日和 10**

お出かけにぴったりの市内の施設を紹介します。



にしかん観光周遊ぐる〜んバス

運行日：10月27日(日)までの土・日曜、祝・休日
 料金：1日フリーパス…500円▶1回乗車…300円 ※小学生はそれぞれ半額、リゅうとカードのシニア半割・シルバーチケット提示でそれぞれ半額。就学前児無料。1日フリーパスは車内といわむらや(西蒲区岩室温泉)で販売
 問：西蒲区役所産業観光課(☎0256-72-8417)

西蒲区の観光スポットを巡る同バスで、岩室温泉や奇岩景勝の絶景を楽しめる越後七浦シーサイドライン、日帰り温泉じよんのび館、上堰湯公園、彌彦神社などを巡ることができます。

13のバス停を左回りと右回りで巡り、ともに4便ずつ、1日8便運行しています。1日フリーパスか乗車証明を提示すると30の協賛店でさまざまな特典を受けられます。

バス停や時刻表、特典など詳しくは、ぐる〜んバス特設ホームページを確認してください。

担当職員に聞きました

迷ったらモデルコースで

どこへ行けばいいのか迷ってしまう人のために、「パワースポットめぐり」や「酒めぐり」など7つのモデルコースを特設ホームページで紹介しています。ぐる〜んバスで西蒲区をお得に楽しんでみませんか。



▲同ホームページはこちら



同課 鈴木

令和6年能登半島地震関連情報 No.12

液状化被災宅地等復旧支援事業 8/13(火)に専用ダイヤルを開設

8月13日(火)に同事業の相談・申請受け付けを開始することに伴い、同日から専用ダイヤルを開設します。 ※支援制度の詳細については決まり次第、新潟市ホームページに掲載

問 まちづくり推進課(☎025-226-2700)

液状化被災宅地等復旧支援事業 専用ダイヤル

☎025-226-2710

時 8時半～17時半
 ※土・日曜、祝・休日を除く

■同事業の制度概要

●対象宅地

同地震により液状化被害を受け、その際に住宅用に使われていた土地のうち、り災証明で住宅が準半壊以上の判定を受けたもの

※液状化により相応の被害が認められる場合は、り災証明で住宅が一部損壊の判定を受けたものでも対象になる場合あり

●対象工事

①被災宅地の原形復旧工事(擁壁、地盤の復旧など)

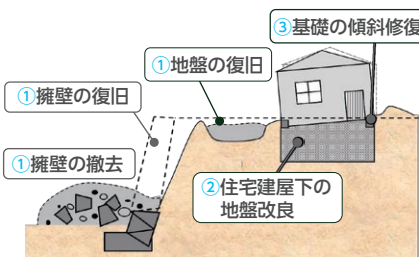
②沈下防止対策のための住宅建屋下の地盤改良工事

③住宅の基礎の沈下・傾斜を修復する工事

※着手・完了済みの工事も対象とする予定

●補助率 最大3分の2 ※個人負担あり

●補助上限額 766万6千円 ※既存の被災住宅支援制度などを活用している場合は、その額を除く



り災証明 早めの申請を

り災証明の申請から支援制度の利用までは、一定の期間がかかります。また、支援制度にはそれぞれ申請期限があります。必要な支援を受けるため、早めの申請をお願いします。

被災代替家屋 固定資産税・都市計画税を減税

同地震で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合、取得した家屋の固定資産税・都市計画税を減額する特例措置があります。適用には申告書の提出が必要です。

※申告書など詳しくは新潟市ホームページに掲載

●被災家屋の要件

り災証明で半壊以上の判定を受けた家屋のうち、取り壊しや売却などの処分が行われたもの

●特例措置の内容

令和11年3月31日までに取得した代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額

対象の例

- 被災家屋を取り壊し、同じ場所に建て替えまたは市内の別の場所に新築した場合
- 被災家屋を売却し、分譲マンションを購入した場合 など

※償却資産についても、滅失または損壊し、代わるものを取得または改良した場合、同様の特例措置あり

問 資産税課(☎025-226-1511)



スマートフォンはこちら

小まめな水分補給を
 問 消防局救急課(☎025・288・3260)